

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の下宿等から茨城県立大子清流高等学校(以下「大子清流高校」という。)に通学する生徒(以下「生徒」という。)の保護者の経済的負担を軽減することにより、大子町の将来を担う生徒を町外から確保するため、当該保護者に対し下宿等に要する経費について、予算の範囲内において大子清流高校下宿等費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、大子町補助金等交付規則(平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「下宿等」とは、生徒が通学のために居住する下宿、アパート、親戚宅等(家賃等費用の発生するものに限る。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自宅から大子清流高校までの距離が遠距離である等の理由により自宅から通学することが困難なため、町内の下宿等から大子清流高校に通学する生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、下宿等に係る家賃とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、生徒1人につき月額20,000円とする。ただし、下宿等に係る家賃を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大子清流高校下宿費等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 下宿等に係る契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、大子清流高校下宿費等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、大子清流高校下宿費等補助金交付請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 下宿等に係る家賃の領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する請求書の提出期間は、次表のとおりとする。

補助対象経費	請求書の提出期間
4月分から6月分までの経費	6月30日まで
7月分から9月分までの経費	9月30日まで
10月分から12月分までの経費	12月28日まで
翌年1月分から3月分までの経費	3月31日まで

3 町長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(平30告示62・一部改正)

(補助金の交付手続の省略)

第8条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(平30告示33・旧第9条繰上)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平30告示33・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以後に支出した下宿等に係る家賃について適用する。

(読替規定)

2 平成29年4月分から平成29年9月分までの家賃に係る補助金の請求があった場合については、第7条第2項の表中「6月1日から同月30日まで」及び「9月1日から同月30日まで」とあるのは、「この要綱の公布の日から平成29年12月28日まで」と読み替えるものとする。

附 則(平成30年告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第62号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の大子清流高校下宿等費用補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 前項の適用日以降の家賃について未請求の補助対象経費がある場合は、平成30年9月30日まで請求できるものとする。
- 3 この告示の施行の前になされた補助金の交付請求等については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

大子清流高校下宿等費用補助金交付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

大子清流高校下宿等費用補助金の交付を受けたいので、大子清流高校下宿等費用補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象生徒

住 所	
氏 名	
学年・組・出席番号	年 組 番

2 補助金を申請する期間

年 月 から 年 月 まで

3 交付申請額

円

4 添付書類

下宿等に係る契約書の写し

※大子清流高等学校使用欄

上記生徒は本校に在学し、上記記載内容に誤りがないことを証明します。

年 月 日

茨城県立大子清流高等学校長 ㊟

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

大子町長



大子清流高校下宿等費用補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった大子清流高校下宿等費用補助金の交付については、大子清流高校下宿等費用補助金第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 補助対象期間 年 月から 年 月まで

2 交付しない

理由

様式第3号(第7条関係)

大子清流高校下宿等費用補助金交付請求書

年 月 日

大子町長 様

請求者 住所
氏名 ㊟

大子清流高校下宿等費用補助金第7条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 既交付額 年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 3 交付請求額 円

4 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本支店名	本店 支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

5 添付書類

下宿等に係る家賃の領収書の写し